

神戸市交通公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月16日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
地下鉄ポイント還元サービスの導入に伴うポイントシステム構築業務
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市交通局経営企画課
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和5年7月27日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
アイテック阪急阪神株式会社
代表取締役社長 水本 好信
大阪市福島区海老江1丁目1番31号
- 6 随意契約に係る契約金額
96,800,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。